

政府を追いつめる看護婦闘争

——「良い医療・良い看護」の国民の期待担って——

堀 幾雄

日本医労連は、日本における医療労働者を設立主体のワクをこえて組織している唯一の産業別全国組織である。現在、国立病院をはじめ自治体病院、大学病院、日赤病院、厚生連(農協)病院をはじめ中小民間病院や診療所の職員も加盟しており、組合員は17万6千人をこえる組織となっている。

日本医労連加盟の病院や診療所で働く医療労働者の中で看護婦は過半数をこえ、組合員の主力部隊として活躍している。

ところが、医療の職場は、“病人が病人を見る”という職場の実態の通り、はげしい労働密度と月の半ばをこえる夜勤の回数の多さ、昼のみならず夜にもびっしりの仕事、夜勤にも休憩時間がとれない労働基準法違反のワースト1位というひどい有様である。

もちろん、医療労働者がだまって黙認していたわけではない。あの闘いの歴史の中で有名な安保闘争の1960年初頭に病院ストをくり広げ、“無賃ゲール(ナイチンゲールをもじったもの)反対”“一生働き続けられる職場に”などの闘いもくり広げてきた。まだ前近代的な色彩の濃い医療の職場も多く、人手不足のなかで仕事を進めなければならないため、病院が既婚の看護婦に妊娠の割りあてをしていた事実も多くあった。こうした事も暴露され、仲間の怒りの中でついに時の厚生大臣の首もふっとぶ闘いも安保闘争

と結合して闘われた。

さらに、1970年代にも、政府・自民党の医療・福祉予算切りすて政策がすすむなか看護婦の労働条件は悪化して、やめる人が後をたたず、それがさらに労働条件を悪化することになり、過労のあまり若い看護婦が過労死したり、夜勤明けの帰宅中に事故死するといった、いたましい事件も相ついだ。

泣きながらの団交で追いつめる

「良い医療・良い看護をしたい」と看護婦の怒りは高まり、増員・夜勤制限の全国ストライキが相つぎ、職場の団交では、夜勤が半月をこえて家庭生活も満足にいとめないという訴えがつづいた。「お母さん、私はお母さんの仕事に、すごく誇りをもっているけど、もう少し夜勤を少なくして、いつもねむいといっているお母さんをやすませて下さい」という小学生の手記には、ママさん看護婦をはじめ組合員は泣き、泣きながらの団交で当局を追いつめていったのである。

この頃、国立病院の組合(全医労)が“夜勤は複数6日以内の実施”の要求を人事院に提訴した。調査の結果、“2・8”の判定がくだった。この結果により闘いは攻勢に転じた。

このことは、政府や自民党が上から医療労働者の待遇を解決してくれるわけがない事を白日

国際・国内動向

に示した。

しかし、国民の熱い支援を受け、健康保険の改悪反対、国民医療充実の課題と結合した運動は大きく前進したものの、60年代の闘いの時も、70年代の闘いの時も、医療経営者や政府も、その先頭に立った労働組合に対して、にくしみを燃やし、組合をなくそうと、さまざまな手段を使って攻撃をかけ始めた。60年代から80年代にかけて全国で50をこえる不当解雇などが生まれ、その撤回反対運動にもとりくまねばならなかった。

1989年の夏に開かれた日本医労連の大会では、医療と看護が危機的状況にあることを明らかにし、「3年を目途に」高らかに看護婦闘争のとりくみの開始を宣言した。第1年度は、患者・国民の支持と連帯の拡大、第2年度は職場・地域からの運動の前進、第3年度は、国の制度・政策の変更をせまるたたかいを重点にすることを決定した。

10・6 銀座デモに都民の熱い支持

第1年度の重点とした社会的、国民的世論の喚起が、看護婦闘争を前進させる大きな力となった。東京の「10・6 銀座デモ」を皮切りに、89秋闘から全国で展開された白衣集会、デモ、県庁包囲行動などには、のべ5万人以上の看護婦が結集し、また日比谷公園の野外音楽堂をいっぱいにした中央集会、看護フォーラム、21年ぶりの看護婦増員ストライキ、看護婦国際シンポジウムの成功などによって国民世論を大きく喚起し、看護婦不足の解消と劣悪な賃金・労働条件の改善が国民の医療・看護の改善にとって不可欠な緊急課題であることを国民的合意にたかめてきた。

マスコミに看護婦の厳しい労働の実態を伝えもらうため、各地の看護婦も大変苦勞した。

夜勤の職場に取材に来てもらうだけでなく家庭まで案内し、男性の記者に共感をよんでもらう工夫もした。記者会見にはお化粧をしていった。

第2年度は、地方自治体の看護対策の拡充を求める都道府県交渉、議会請願などにいっせいにとりくんだ。

請願・意見書採択は、41都道府県と1,500地方議会に達し、各地方自治体の看護婦政策・確保対策・予算の変更をせまるとともに、国会情勢にも大きな影響を与えてきた。

全国で県の看護婦需給計画を見直させるとともに、看護対策予算では新潟、東京、広島、福岡が3倍以上、千葉、長野、長崎なども2倍以上の伸びを勝ちとっている。

また、北海道、秋田、神奈川、石川、大阪、広島、山口などでは看護婦養成学校の増設・定数の増員がはかられた。さらに職場保育所の拡充では、埼玉、千葉、宮城、愛知、福島などで保育所助成の拡充や規制緩和を行わせた。

こうした成果をかちとるためには、全ての会派の議員の理解や自治体の医療担当者の理解がなければ不可能である。いつも白衣で何回も議会やお役所に足をはこび、すっかり有名になった看護婦も多く生まれた。油断をしたら、すぐ保守会派から、ほけた請願になるので注意深く説得を続けた成果である。

さらに、職場の要求闘争は、政府の低医療費政策と医療経営者の強い抵抗のもとで、不十分な到達にとどまったが、この3年間で約2万人に及ぶ増員回答、100病院での夜勤協定の締結を実現してきた。

第3年度の対政府・国会闘争では、実効ある「看護婦確保法」の制定を重点課題に職場と地方、中央を結んだ全国的・波状的な運動を展開した。89秋闘から、春、秋に白衣の座り込みを背景にした政府交渉を実現し、厚生省の「第3

次看護婦需給見通し」の見直し、91、92年度看護対策予算の大幅増額などの措置を講じさせてきた。

また、国民世論を背景に、党派をこえ3分の1を上回る280人の国会議員からの賛同署名、のべ150人以上にのぼる看護婦問題の質問、衆議院厚生委員会の「看護婦等のマンパワー対策の強化に関する決議」の全会派一致の採択などを行わせ、看護婦確保法の土台をつくりあげてきた。

日本医労連本部の担当へも、さまざまな議員からの問い合わせや、資料提供の要望も多く寄せられ、国会質問が厚生省よりにならないように、深刻な看護婦の健康実態、勤務や労働条件、賃金など詳細な資料をわたし、国会での追及に役立つように奮闘した。

また、国会議員の質問も、圧倒的に野党議員が多いものの、白衣の看護婦の話に胸を打ち、自民党議員で質問する人もふえてきた。

国会での質問は、私たち労働者が質問しているかのように鋭くなり、実効ある法律制定へ大きな役割をはたした。また、ある革新政党は積極的に看護婦の職場の実態調査をするなど国会議員の役割を鮮明にし、組合員を大変感動させた。

本当に中味のある看護婦確保法へ

看護婦確保法は、92年春の国会で全会派一致で成立した。確保法は、看護婦の「養成」「勤務条件の改善」「就業の促進」などについて、国が基本指針を策定し、必要な財政上、金融上の措置を講ずるとともに、地方公共団体や病院に必要な努力義務を課すものとなった。

看護婦の労働条件改善に関する初めての法律であり、看護婦闘争の重要な成果といえるものである。また付帯決議で、「週40時間、複数・月8回以内」「ILO 看護職員条約の趣旨の勘案」「看護婦の処遇改善に実効ある診療報酬の検討」な

どがうたわれた。

しかし法律は、具体的な労働条件は「指針」にゆだねられ、あいまいな表現に終始した。

12月下旬に「指針」が発表され、法律は実施されるが、11月10日に行った厚生省交渉でも月8回を「平均」とごまかすなど、少し油断すると、逃げる態度を露骨に示した。

私たち、医療労働組合運動にとっても画期的な法律である確保法を本当に実効あるものにしていくため、さらに職場、地域、中央で奮闘していきたいと思う。

(日本医労連<団体会員>執行委員)

